

法定外公共物の管理について

法定外公共物とは？

昔から農道や農業用水路としてその多くが地元住民等に作られ、公共の用に利用されたもので、明治初期の地租改正に伴い国有地に分類され、その後機能を有しているものについては南陽市へ譲与されました。
(類似名称:官地、赤道・青道)



管理は地域の方々にお願いしています！

法定外公共物の多くは地元住民等により自然発生的・人為的に生まれたものであり、これまで利用されてきた経過があります。

そのため、環境美化等の維持管理については従来の慣習等から、地域の皆様にご協力をお願いしています。



事務手続きは市役所建設課まで！

法定外公共物について、境界のことや払下げのことなど、事務手続きの問い合わせについては南陽市建設課用地係まで。

南陽市ホームページ

法定外公共物
について



<http://www.city.nanyo.yamagata.jp/yoti/65>

法定外公共物に
関する主な手続き



<http://www.city.nanyo.yamagata.jp/yoti/120>

【 関係法令 】

◎南陽市法定外公共物の管理に関する条例

◎南陽市法定外公共物の管理に関する条例施行規則

問合せ先

南陽市建設課用地係

住 所:南陽市三間通436-1 2階

電 話:0238-40-8398

FAX:0238-40-3422

法定外公共物の沿革

明治以前



Point

地域や地元住民の経済や生活の利便性向上のために法定外公共物が生まれた。

【自然公物】

古来より存在する道路や河川等、自然発生的に形成され、長年にわたり自由に利用されてきたもの。

【人工公物】

地域住民等により公共用悪水路やため池等、人為的に作られ、完成後は自由に使用されてきたもの。

交通の便宜や水利の整備が地域の経済や生活にとって重要だったため、地域住民の共同作業によって整備された。

明治初期



Point

地租改正に伴い民地と官地の分類が明確になった。

【地租改正事業】

- ①公図の作成
- ②地券の発行と官民有区分の基準の設定

①により地図を作成し、②により民地申請がないものについては積極的に官有地に認定し、公に公共物として定義した。

昭和



Point

官地の管理について管轄が明瞭となったが実状と乖離していた。

【旧国有財産法】

旧9条第3項「国は国有財産に関する事務を、政令の定めるところにより、地方公共団体またはその吏員に取り扱わせることができる」

【建設省所管国有財産取扱規則】

2条「大臣官房会計課長は、建設省所管の国有財産に関する事務を総括するものとする。」

3条「大臣官房会計課(中略)及び都道府県所属の国有財産の管理及び処分に関する事務は、当該部局の長において処理するものとする。」

以上より、

所有者:国

財産管理:都道府県

機能管理:市町村

とされた。

平成



Point

機能を有する官地が地方自治体に譲与され、管理の管轄が集約化された。

【地方分権一括法】(地方分権推進施策)

法定外公共物として、機能を有しているものについては市町村へ譲与され、機能を喪失しているものについては財務省所管の普通財産に管理替えされることとなった。

- ・ 機能を有する法定外公共物 ⇒ 市町村(譲与契約書を確認)
- ・ 機能を喪失した法定外公共物 ⇒ 財務省(国)

管理機能は自治体に集約されましたが、発生の成り立ちや慣習を鑑み、実質的管理は地域の方をお願いしている現状です。地域の資産として、ご理解とご協力をお願いいたします。